

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

狭山市は後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

埼玉県狭山市長

公表日

令和6年11月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・資格確認書・資格情報通知書等の引渡し ・資格確認書・資格情報通知書等の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 《公的給付支給等口座情報の確認に係る事務》 ・過誤納等により保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ・高額療養費等により保険給付を実施する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。
③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム（窓口端末） ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（情報提供の根拠） 115項（情報照会の根拠） 117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	狭山市 総務部 総務課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話：04-2953-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	狭山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 電話:04-2953-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない（入手） [☐]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会は4情報あるいは住所を含む3情報による照会を原則としていること。複数人でのダブルチェックを行い、事務のミスを防止するよう心掛けていること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度情報セキュリティに関する研修を受講している。会計年度職員も含むすべての担当職員が受講できるよう環境を整え、さらに受講後は理解の到達度をテストして合格ラインの水準を保つように努力している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年1月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	長寿健康部 高齢者支援課	長寿健康部 保険年金課 総務部 収税課	事後	平成29年4月1日付け組織改正に伴うもの
平成29年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	高齢者支援課長 加藤 孝幸	保険年金課長 関口 浩 収税課長 西澤 秀明	事後	平成29年4月1日付け組織改正に伴うもの
平成29年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	狭山市 長寿健康部 高齢者支援課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 長寿健康部 保険年金課 総務部 収税課	事後	平成29年4月1日付け組織改正に伴うもの
平成29年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	保険年金課長 関口 浩 収税課長 西澤 秀明	保険年金課長 収税課長	事後	様式変更に伴うもの
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳ リスク対策		追加項目	事後	様式変更に伴うもの
令和2年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	長寿健康部 保険年金課 総務部 収税課	長寿健康部 保険年金課	事後	平成31年4月1日収納事務移管によるもの
令和2年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	保険年金課長 収税課長	保険年金課長 今坂 友生	事後	平成31年4月1日収納事務移管によるもの
令和2年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	狭山市 長寿健康部 保険年金課 総務部 収税課	狭山市 長寿健康部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	平成31年4月1日収納事務移管によるもの
令和2年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報掲載②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二	番号法第19条第8号、別表第二	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	保険年金課長 今坂 友生	保険年金課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅳ リスク対策	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	長寿健康部 保険年金課	健康推進部 保険年金課	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	狭山市 長寿健康部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	狭山市 健康推進部 保険年金課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年11月30日	Ⅰ 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高師省の医療の確保に関する法律及び行政 手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務 で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出 の受付	高師省の医療の確保に関する法律及び行政 手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下「番号法」とい う)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務 で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出 の受付	事前	公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法 律の施行に伴う変更
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 《公的給付支給等口座情報の確認に係る事務》 過誤納等により保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。	高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付 ・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し ・保険料の賦課に関する事務 ・保険料の徴収に関する事務 《公的給付支給等口座情報の確認に係る事務》 ・過誤納等により保険料を還付する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。 ・高額療養費等により保険給付を実施する必要がある被保険者の公金受取口座情報を、本人同意に基づき、情報照会により取得する。	事前	後期高齢者医療の給付事務に基づくもの
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II しきい値判断項目 2. 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	番号法第9条、別表85項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	法令改正に伴うもの
令和5年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連繋 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 80の項、83の項 （別表第二における情報照会の根拠） 82の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条（情報提供の根拠） 115項 （情報照会の根拠） 117項	事後	法令改正に伴うもの
令和6年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	・被保険者証及び資格証明書の引渡し ・被保険者証及び資格証明書の返還の受付	・資格確認書・資格情報通知書等の引渡し ・資格確認書・資格情報通知書等の返還の受付	事前	法令改正に伴うもの
令和6年11月15日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更
令和6年11月15日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		追加項目	事後	評価所の様式変更に伴う記載の変更